

装管企第70号

27.10.1

一部改正 装管企第17785号

令和2年12月25日

一部改正 装管企第8433号

令和4年5月27日

一部改正 装管企第266号

令和6年3月29日

調達事業部長
各地方防衛局長 殿

防衛装備庁長官

(公印省略)

航空機等及び誘導武器等の製造設備等に関する認定検査等実施要領について (通達)

標記について、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令(昭和50年防衛庁訓令第44号)第11条及び第16条第4項において準用する第11条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

航空機等及び誘導武器等の製造設備等に関する認定検査等実施要領

1 趣旨

この要領は、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号。以下「認定訓令」という。）第11条及び第16条第4項において準用する第11条の規定に基づき、航空機等及び誘導武器等（中央調達に係る航空機等及び誘導武器等に関する生産能力等の調査及び審査要領について（装管企第71号。27.10.1）第2条第1号及び第2号に定める航空機等及び誘導武器等をいう。）の認定検査及び確認検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 認定検査実施計画等

2.1 認定検査の手続

物別官室長（調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官並びに調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長及び調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長をいう。以下同じ。）は、調達事業部長から認定検査の実施を指令された場合は、認定検査官を指名し、認定申請者に認定検査官の官職、氏名等を通知するものとする。

2.2 認定検査実施計画の作成

認定検査官は、申請に係る製造設備等及びこれにより製造される装備品等の品質特性並びに認定申請書に添付された認定検査受検計画書を十分考慮して、別記様式第1号を参考として認定検査実施計画書を作成するものとする。

3 認定検査の実施

認定検査官は、2.2の認定検査実施計画に基づき次により認定検査を実施するものとする。

3.1 製造設備等

申請に係る製造設備等については、認定申請者が当該製造設備等の要件を備えているか否かについて、付表「製造設備等の点検表」を参考として点検表を作成し、これにより審査するものとする。

3.2 装備品等

申請に係る製造設備等により製造された装備品等については、当該装備品等に

適用される防衛省仕様書等の要求事項を基準として審査するものとする。

4 認定検査の判定基準

認定検査を実施した結果の判定基準は、次によるものとする。

4. 1 製造設備等

別記様式第3-2号に定める各項について次の評価を行い、評価の総合点が「負」でない場合は合格とする。ただし、「特に悪い」項目があってはならない。

- (1) 特に良い (1点)
- (2) 良い (0点)
- (3) 悪い (-1点)
- (4) 特に悪い

4. 2 装備品等

当該装備品等に適用される防衛省仕様書等の要求事項を満足している場合は合格とする。

5 下請負者において実施する認定検査

中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）第11条第3項及び第35条第3項の規定に基づき調達管理部長が定める監督及び検査の標準的な事務処理要領の規定は、認定申請者が申請に係る製造設備等により製造される装備品等について下請負者を使用する場合の認定検査について準用する。

6 認定検査の結果の報告

認定検査官は、認定検査を完了した場合は、認定検査結果（別記様式第2号）に認定検査成績書（別記様式第3-1号）等を添付し、調達事業部長に報告するものとする。

7 確認検査の実施等

第3項から前項までの規定は、確認検査について準用する。

8 認定検査等の資料の保管

認定検査及び確認検査に係る資料の整理、保管は物別官室長の定めるところによるものとする。

9 決裁及び報告の特例

この要領の実施において、調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長及び調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長が決裁を受け、又は報告を行う際、それぞれ所属する調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官及び調達事業部航空機調達官については、合議又は報告を要しないものとする。

1 0 経過措置

この要領の施行の日前に、航空機等及び誘導武器等の製造設備等に関する認定検査等実施要領について（装本品管第116号。18.7.31）により行われた措置は、この要領により行われたものとみなす。また、この要領に規定する別記様式は、当分の間、この要領の施行の日前において装備施設本部長が定めていた相当の様式（この要領において相当の様式が定められている場合に限る。）を修正して使用することができる。

製造設備等の点検表

1 製造設備

製造設備は、装備品等を製造するために必要な装置を具備し、その維持管理は適切に行われているか。

2 検査設備

検査設備は、使用の目的及び頻度に応じて定期的に検定又は検査が行われているか。また、防衛省仕様書等に計測器の検定について規定している場合は、その規定に従って検定されているか。

3 製造に必要な材料、部品、半製品

製造に必要な材料、部品、半製品は防衛省仕様書等の規定に合致していることが保証されているか。

4 製造工程

(1) 特殊工程については、適用仕様書等の要求事項を満足するために適切な維持管理が行われているか。

(2) 不具合品は良品と区別して保管されているか。また、不具合の発生原因の究明及び是正措置は適切に行われているか。

5 検査方法

(1) 外注品及び購入部品は、受入れにあたり所要の検査が行われているか。

(2) 材料及び半製品は、適切な個所で検査が行われているか。

(3) 完成品は、すべての品質特性の検査が行われているか。

(4) 抜取検査を実施する場合は、J I S及びM I L規格等の根拠ある手順によって行われているか。

6 品質管理（又は信頼性保証）の方法

(1) 認定申請者は有効かつ、経済的な品質管理体系（防衛省仕様書等に信頼性保証プログラムが要求されている装備品等は信頼性保証プログラム）を設定しているか。

(2) 品質管理体系又は信頼性保証プログラムは、装備品等を製造するに当たり必要とする製造設備、検査設備、製造管理等（検査、不具合の処理、図面の管理、外注品の管理及び在庫品の管理等）の規定を定めているか。

(3) 技術、製造、検査及び品質管理等の各部門は、組織上の責任及び権限の範囲が明確になっているか。

(4) 品質の管理記録の整理及び保管は、適切に行われているか。

(5) 図面及び規格等は、必要な場所で利用できるように準備され維持されている

(6) 認定申請者は、下請負業者及び専門業者に対して品質を保証させるための適切

な管理を要求しているか。

(7) 材料、部品等は適切に識別、表示、取扱い、保管及び防錆等が行われているか。

7 その他、品質保持に必要な条件

防衛省仕様書等で要求されている継続認定のための試験が実施され、記録及び報告が行われているか。